

前橋市社会福祉審議会の概要について

◆前橋市社会福祉審議会とは

前橋市社会福祉審議会は、社会福祉法第7条第1項及び第2条第1項、子ども・子育て支援法第7条第1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条の規定及び前橋市社会福祉審議会条例に基づき、広く社会福祉に関する事項を調査・審議するための附属機関として設置するものです。

◆前橋市社会福祉審議会の構成と役割

前橋市社会福祉審議会は、調査・審議内容が“社会福祉”という広範な分野に関わることから、複数の分科会等で構成され、各分科会等において、調査や審議が執り行われます。

また、専門分科会等の設置については、法令で義務付けられているもの（法定必置）と必要に応じて設置するもの（任意設置）があります。本市の審議会の構成と役割については、下表又は別紙の組織図を参照してください。

	専門分科会の名称	法定／任意	主な所掌事務	開催回数	市事務局
前橋市社会福祉審議会（全体会）	民生委員審査専門分科会	法定	・民生委員の適否の審査に関する事項 （民生委員の一斉改選の年度に実施）	3年に1回 （R4開催）	社会福祉課
	障害者福祉専門分科会	法定	・身体障害者の福祉に関する事項 ・「前橋は一とふるプラン（障害者福祉計画）」「障害福祉計画・障害児福祉計画」に関する事項	3年に1回	障害福祉課
		審査部会	法定	・身体障害者の障害程度の審査に関する事項 ・身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取り消しに関する事項	
	児童福祉専門分科会	任意	・児童福祉に関する事項（子育て、母子等） ・認定こども園・幼稚園・保育所等に関する事項 ・「子ども・子育て支援事業計画」に関する事項	年2回	子育て支援課
	高齢者福祉専門分科会	任意	・高齢者福祉に関する事項 ・事業及び施設等（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センターの事	年1回	長寿包括ケア課

			業制限又は停止に関する事項 ・養護老人ホーム、特別養護老人ホームの廃止又は設置許可取消に関する事項 ・「まえばしスマイルプラン(老人福祉計画・介護保険事業計画)」に関する事項		
	地域福祉専門分科会	任意	・地域福祉に関する事項 ・「地域福祉計画」に関する事項	年1回	社会福祉課

※各専門分科会は、各担当課で所管する計画の策定時(3年又は5年ごと)には、上記開催回数に加え、年3~4回程度の計画策定に伴う分科会が開催されます。

※全体会については、審議会委員の委嘱の年度に開催します。その他、全体会で調査審議する必要のある案件が生じた場合に随時開催します。(過去に開催実績はありません)

◆審議会の委員及び臨時委員

本市の社会福祉審議会は、50人以内の委員で構成され、すべての委員がいずれかの分科会等の委員となります。委員の中には複数の分科会等の委員を兼ねる方もいます。また、特別の事項を調査審議するため、50人の中には含まない臨時委員を置くこともできます。

委員及び臨時委員は、市議会議員、社会福祉事業従事者、学識経験者(公募含む)のうちから市長が任命します。また、委員の互選により、委員長1人、副委員長1人を置きます。そして、専門分科会等に属するべき委員・臨時委員を委員長が指名します。

なお、障害福祉専門分科会審査部会では、医師である臨時委員により、身体障害の程度に関する審議等を行います。

◆委員及び臨時委員の任期

委員：3年

臨時委員：特別の事項に関する調査審議が終了するまで

◆報酬等

審議会(専門分科会、審査部会を含む)に出席した場合は、前橋市特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき報酬を支給します。

○社会福祉審議会委員長	日額 9,600円
○社会福祉審議会各専門分科会長	
○社会福祉審議会委員	日額 8,700円
○社会福祉審議会委員 (障害者福祉専門分科会の審査部会での調査審議を行う場合)	1回 16,000円